

【事案Ⅰ－４】異動承認前元契約の回復または補償額請求

・2025年3月25日 裁定打ち切り

<事案の概要>

申立人は、終身共済の定期特約（共済金額 2,400 万円）を解約したのは、被申立人担当職員の説明不足によるものとして、元契約の回復あるいは逸失した 2,400 万円の補償を求めたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2018 年 5 月に定期特約の解約を行った申立人の契約について、その解約を取消し、元契約の回復を求める。元契約の回復が困難な場合は、異動承認により申立人が逸失した 2,400 万円を補償することを求める。

2. 申立ての理由

（１）網膜色素変性症という治療法のない難病に罹患し、共済掛金の支払や共済の見直しについて 2018 年 4 月に被申立人に相談した。

担当職員に対し「眼の関係で共済はおりないのか」と質問したところ、「そうだ」と答えられ、担当職員から追加の質問や説明は全くなかったため、死亡する以外に眼の関係では死亡共済相当額がおりることはないと判断し、その場で主契約の死亡保障 600 万円を残して定期特約は解約した。

2024 年 6 月に被申立人に対し解約の取消が可能か問い合わせたところ、「取消はできない。後遺障害での共済支払については約款・事業規約に書いてあるので、たとえ説明をしなかったとしても仕方がない」との回答であった。

（２）定期特約の解約を決断したのは、担当職員の説明が誤っていたためであり、視力による後遺障害でも死亡共済金がおりる可能性があること、約款・事業規約の記載箇所の説明があれば解約はしなかった。

（３）被申立人としての説明責任が果たされていないため、明らかに被申立人に瑕疵があると考ええる。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

「申立人の請求は認められない」との裁定判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

（１）2018 年 4 月相談日の時点で、申立人が眼の疾病があることを担当職員に告げたとしても、当該疾病は共済金支払いの原因とはならないため、「共済金は支払われない」と当該職員が答えることは事実在即したもので誤ってはならず、何ら違法なところ

は存しない。

- (2) したがって、2024 年以降に、申立人から変更の取消しや補填の請求がなされたのに対して、被申立人がこれをできない旨回答したことに誤りはなく、本件の申立てには応ずることはできない。
- (3) 本件の申立てについては、2018 年 4 月に担当職員が説明をしなかったことを問題としているが、申立人が自らの事情を基に解約を判断したものと言わざるを得ず、2022 年 10 月に後遺障害による掛金免除の申請がなされるまで、申立人の症状については被申立人としては知る由もなく、解約による期待喪失の責を被申立人側に求めることは責任転嫁に他ならない。

<裁定の概要>

当審議会は当事者の主張を踏まえ慎重に審議を重ねてきたが、上記について適切な事実認定を行うことは著しく困難であるとの判断に至った。

したがって、裁定手続規則第 28 条第二号に規定する事由に該当することから、裁定打ち切りとした。